

佐久市集落支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少と高齢化の進展に伴い活力が失われつつある市内の周辺地域等（都市地域等の国勢調査における人口集中地区を除いた地域をいう。以下「地域」という。）において、地域の課題解決及び活性化を図るため、佐久市集落支援員（以下「支援員」という。）を設置することに関し、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 支援員の身分は、佐久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年佐久市条例第23号）第2条第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員とする。

(支援員の任務)

第3条 支援員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域の現状と課題に関して分かりやすく整理する活動
- (2) 地域のあり方に関する話し合いを促進する活動

2 支援員は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる活動の一部又は全部を行うものとする。

- (1) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (2) 農林水産業等の地域の産業振興に関する活動
- (3) 地域住民の生活支援に関する活動
- (4) 地域行事及び地域コミュニティの維持に関する活動
- (5) 移住及び定住の促進に関する活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(資格要件)

第4条 支援員となる者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者であること。
- (2) 市内に住所を有する者であること。

- (3) おおむね1年以上の活動ができる者であること。
- (4) 普通自動車運転免許を有していること。
- (5) 心身ともに健康な状態で、誠実かつ積極的に任務に従事できる者であること。

(任命等)

第5条 支援員は、それを設置する地域から推薦のあった者に対して市長が任命する。

- 2 支援員の任期は、任命の日から1年とする。
- 3 支援員は、3年を限度として再任されることができるものとする。
- 4 支援員が産前産後又は育児のために任務を中断する期間（1年を限度とする。）は、支援員の任期（前項の規定により再任された者に係る任期を含む。）に含めないことができる。

(解職)

第6条 市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、解職することができる。

- (1) 次条の規定に違反したとき。
- (2) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (3) 予算の減少その他やむを得ない事由により支援員の設置ができなくなったとき。
- (4) 心身の故障のため、支援員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、支援員としてふさわしくない行動その他解職するに足る理由があると市長が認めたとき。

(服務)

第7条 支援員は、常に誠意をもって任務に当たり、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 支援員は、この要綱その他関係法令を遵守し、職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。
- 3 支援員は、地域の課題解決及び活性化の施策等の知識を深めるために自己研鑽に努めなければならない。

4 支援員は、活動を行った日の属する月の翌月 5 日までに活動実績を取りまとめ、市長に報告しなければならない。

(勤務時間)

第 8 条 支援員の勤務時間は、1 週間当たり 29 時間とする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。